

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント㈱

目 次 ページ

条 例

○公庫の予算及び決算に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例……………	(人事課)	1
○北海道総合振興局設置条例……………	(地域主権局)	1
○北海道税条例の一部を改正する条例……………	(税務課)	4
○特定工業等導入地区等における道税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例……………	(税務課)	10
○北海道保健福祉部手数料条例の一部を改正する条例(保健福祉部総務課)		11
○北海道立高等技術専門学院条例の一部を改正する条例……	(人材育成課)	14
○北海道農政部手数料条例の一部を改正する条例……………	(農政課)	15
○北海道立農業大学校条例の一部を改正する条例……………	(農業経営課)	15
○国営土地改良事業負担金等徴収条例の一部を改正する条例……………	(農業施設管理課)	15
○機構営農用地整備事業等負担金等徴収条例の一部を改正する条例……………	(農業施設管理課)	16
○北海道立漁業研修所条例の一部を改正する条例……………	(水産経営課)	19
○公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例の一部を改正する条例……………	(教育庁給与課)	19

条 例

公庫の予算及び決算に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

平成20年6月30日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第77号

公庫の予算及び決算に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例

次に掲げる条例の規定中「公庫の予算及び決算に関する法律(昭和26年法律第99号)第1条に規定する公庫」を「沖縄振興開発金融公庫」に改める。

- (1) 北海道職員の給与に関する条例(昭和27年北海道条例第75号)第10条の4第2項
- (2) 北海道職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成10年北海道条例第3号)第13条第1項第3号
- (3) 北海道学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成10年北海道条例第21号)第13条第1項第3号
- (4) 北海道学校職員の給与に関する条例(昭和27年北海道条例第78号)第10条の2の2第2項
- (5) 北海道地方警察職員の給与に関する条例(昭和29年北海道条例第34号)第12条の3第2項

附 則

この条例は、平成20年10月1日から施行する。

北海道総合振興局設置条例をここに公布する。

平成20年6月30日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第78号

北海道総合振興局設置条例

北海道支庁設置条例(昭和23年北海道条例第44号)の全部を改正する。

(設置)

第1条 知事の権限に属する事務を分掌させるため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第155条第1項の規定により、支庁として、北海道総合振興局(以下「総合振興局」という。)を設置する。

(名称、位置及び所管区域)

第2条 総合振興局の名称、位置及び所管区域は、別表第1のとおりとする。

(振興局)

第3条 総合振興局の所掌事務を分掌させるため、地方自治法第155条第1項の

規定により、支庁出張所として、振興局を置く。

2 振興局の名称、位置及び所管区域は、別表第2のとおりとする。

（運営の基本）

第4条 総合振興局の長及び振興局の長は、市町村と連携協力しつつ、地域の課題に即応した行政運営並びに地域の特性及び道民の意向に配慮した政策を効果的かつ効率的に推進するものとする。

附 則

（施行期日等）

1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

2 知事は、前項の規則を定めるに当たっては、総合振興局及び振興局の所管区域と北海道議会議員の選挙区との整合性に配慮しなければならない。

（検討）

3 知事は、この条例の施行後おおむね5年を目途として、地方分権に関する改革の進展状況、社会経済情勢の変化等を勘案し、総合振興局及び振興局の在り方等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（北海道行政手続条例及び北海道国民保護対策本部及び北海道緊急対処事態対策本部条例の一部改正）

4 次に掲げる条例の規定中「支庁」を「総合振興局」に改める。

（1）北海道行政手続条例（平成7年北海道条例第19号）第3条第4号

（2）北海道国民保護対策本部及び北海道緊急対処事態対策本部条例（平成17年北海道条例第2号）第5条第1項

（北海道行政手続条例の一部改正に伴う経過措置）

5 前項の規定による改正後の北海道行政手続条例第3条第4号の規定の適用については、この条例の施行前に支庁長がした処分又は行政指導は、総合振興局長がした処分又は行政指導とみなす。

（北海道税条例の一部改正）

6 北海道税条例（昭和25年北海道条例第56号）の一部を次のように改正する。
第2条を次のように改める。

（所管区域の特例）

第2条 道税の賦課徴収事務に関しては、札幌市は、道央総合振興局の所管区域に属さないものとする。

第5条第1項中「所管する支庁」を「所管する総合振興局」に、「支庁等」を「総合振興局等」に改める。

第6条の2の見出し中「支庁長」を「総合振興局長」に改め、同条中「支庁等」を「総合振興局等」に、「支庁長等」を「総合振興局長等」に改める。

第8条第1項第12号中「石狩支庁」を「道央総合振興局」に改める。

第9条中「支庁長等」を「総合振興局長等」に改める。

第19条中「支庁等」を「総合振興局等」に改める。

（北海道税条例の一部改正に伴う経過措置）

7 この条例の施行前に前項の規定による改正前の北海道税条例第5条第1項の規定により課税地を所管する支庁の所管区域内に住所、居所、事務所又は事業所を有する者のうちから納税管理人を定めてこれを知事に申告した同項に規定する道税の納税義務者及び特別徴収義務者は、この条例の施行後においては、前項の規定による改正後の北海道税条例第5条第1項の規定により課税地を所管する総合振興局の所管区域内に住所、居所、事務所又は事業所を有する者のうちから納税管理人を定めてこれを知事に申告した同項に規定する道税の納税義務者及び特別徴収義務者とみなす。

（北海道循環資源利用促進税条例の一部改正）

8 北海道循環資源利用促進税条例（平成17年北海道条例第124号）の一部を次のように改正する。

第16条第1項中「石狩支庁」を「道央総合振興局」に改める。

（北海道災害対策本部条例の一部改正）

9 北海道災害対策本部条例（昭和37年北海道条例第54号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「支庁」を「総合振興局」に改め、同条第2項中「支庁長」を「総合振興局長」に改め、同条第3項中「支庁」を「総合振興局」に改める。

（市としての要件に関する条例の一部改正）

10 市としての要件に関する条例（昭和23年北海道条例第9号）の一部を次のように改正する。

第1号中「支庁、」を削り、「又は」の次に「総合振興局等の」を加える。

(北海道脱スパイクタイヤ推進条例の一部改正)

11 北海道脱スパイクタイヤ推進条例(平成元年北海道条例第56号)の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表(第6条関係)

地域区分		スパイクタイヤ	脱スパイクタイ
地域名	区 域	使用規制期間	ヤ推進期間
道央・道南地域	道央総合振興局管内(深川市、妹背牛町、秩父別町、雨竜町、北竜町及び沼田町を除く。) 後志総合振興局管内 日胆総合振興局管内 道南総合振興局管内	4月1日から11月20日まで	11月21日から翌年3月31日まで
道北地域	道央総合振興局管内(深川市、妹背牛町、秩父別町、雨竜町、北竜町及び沼田町に限る。) 道北総合振興局管内 宗谷総合振興局管内 オホーツク総合振興局管内	4月10日から11月10日まで	11月11日から翌年4月9日まで
道東地域	十勝総合振興局管内 道東総合振興局管内	4月10日から11月20日まで	11月21日から翌年4月9日まで

(北海道警察組織条例の一部改正)

12 北海道警察組織条例(昭和29年北海道条例第26号)の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1(第7条関係)

方面の名称	方面の区域
札幌方面	道央総合振興局管内(深川市、妹背牛町、秩父別町、雨竜町、北竜町及び沼田町を除く。) 後志総合振興局管内(島牧村、寿都町及び黒松内町を除く。) 日胆総合振興局管内
函館方面	道南総合振興局管内 後志総合振興局管内(島牧村、寿都町及び黒松内町

に限る。)

旭川方面 道央総合振興局管内(深川市、妹背牛町、秩父別町、雨竜町、北竜町及び沼田町に限る。) 道北総合振興局管内 宗谷総合振興局管内

釧路方面 十勝総合振興局管内 道東総合振興局管内

北見方面 オホーツク総合振興局管内

別表第1(第2条関係)

名 称	位 置	所 管 区 域	
北海道道央総合振興局	岩見沢市	石狩地域	札幌市 江別市 千歳市 恵庭市 北広島市 石狩市 当別町 新篠津村
		空知地域	夕張市 岩見沢市 美瑛市 芦別市 赤平市 三笠市 滝川市 砂川市 歌志内市 深川市 南幌町 奈井江町 上砂川町 由仁町 長沼町 栗山町 月形町 浦臼町 新十津川町 妹背牛町 秩父別町 雨竜町 北竜町 沼田町
北海道後志総合振興局	倶知安町	後志地域	小樽市 島牧村 寿都町 黒松内町 蘭越町 ニセコ町 真狩村 留寿都村 喜茂別町 京極町 倶知安町 共和町 岩内町 古宇郡泊村 神恵内村 積丹町 古平町 仁木町 余市町 赤井川村
北海道日胆総合振興局	室蘭市	胆振地域	室蘭市 苫小牧市 登別市 伊達市 豊浦町 壮瞥町 白老町 厚真町 洞爺湖町 安平町 むかわ町
		日高地域	日高町 平取町 新冠町 浦河町 様似町 えりも町 新ひだか町
北海道道南総合振興局	函館市	渡島地域	函館市 北斗市 松前町 福島町 知内町 木古内町 七飯町 鹿部町 森町 八雲町 長万部町
		檜山地域	江差町 上ノ国町 厚沢部町 乙部町 奥尻町 今金町 せたな町

北海道道北総合振興局	旭川市	上川地域	旭川市 士別市 名寄市 富良野市 幌加内町 鷹栖町 東神楽町 当麻町 比布町 愛別町 上川町 東川町 美瑛町 上富良野町 中富良野町 南富良野町 占冠村 和寒町 剣淵町 下川町 美深町 音威子府村 中川町
		留萌地域	留萌市 増毛町 小平町 苫前町 羽幌町 初山別村 遠別町 天塩町
北海道宗谷総合振興局	稚内市	宗谷地域	稚内市 幌延町 猿払村 浜頓別町 中頓別町 枝幸町 豊富町 礼文町 利尻町 利尻富士町
北海道オホーツク総合振興局	網走市	網走地域	北見市 網走市 紋別市 美幌町 津別町 斜里町 清里町 小清水町 訓子府町 置戸町 佐呂間町 遠軽町 上湧別町 湧別町 滝上町 興部町 西興部村 雄武町 大空町
北海道十勝総合振興局	帯広市	十勝地域	帯広市 音更町 士幌町 上士幌町 鹿追町 新得町 清水町 芽室町 中札内村 更別村 大樹町 広尾町 幕別町 池田町 豊頃町 本別町 足寄町 陸別町 浦幌町
北海道道東総合振興局	釧路市	釧路地域	釧路市 釧路町 厚岸町 浜中町 標茶町 弟子屈町 鶴居村 白糠町
		根室地域	根室市 別海町 中標津町 標津町 羅臼町 色丹村 国後郡泊村 留夜別村 留別村 紗那村 薬取村

別表第2（第3条関係）

名 称	位 置	所 管 区 域
北海道道央総合振興局 石狩振興局	札幌市	石狩地域 札幌市 江別市 千歳市 恵庭市 北広島市 石狩市 当別町 新篠津村

北海道日胆総合振興局 日高振興局	浦河町	日高地域	日高町 平取町 新冠町 浦河町 様似町 えりも町 新ひだか町
北海道道南総合振興局 檜山振興局	江差町	檜山地域	江差町 上ノ国町 厚沢部町 乙部町 奥尻町 今金町 せたな町
北海道道北総合振興局 留萌振興局	留萌市	留萌地域	留萌市 増毛町 小平町 苫前町 羽幌町 初山別村 遠別町 天塩町
北海道道東総合振興局 根室振興局	根室市	根室地域	根室市 別海町 中標津町 標津町 羅臼町 色丹村 国後郡泊村 留夜別村 留別村 紗那村 薬取村

北海道税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年6月30日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第79号

北海道税条例の一部を改正する条例

北海道税条例（昭和25年北海道条例第56号）の一部を次のように改正する。

第24条第1項第7号中「第37条の11第1項」を「第37条の12の2第2項」に改め、同条第4項中「第260条の2第1項の認可を受けた地縁による団体」を「第260条の2第7項に規定する認可地縁団体、政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律（平成6年法律第106号）第7条の2第1項に規定する法人である政党等」に改める。

第25条の2中「、寄附金控除額」を削る。

第26条の2の次に次の1条を加える。

（寄附金税額控除）

第26条の3 所得割の納税義務者が、前年中に次に掲げる寄附金を支出し、当該寄附金の額の合計額（当該合計額が前年の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額の100分の30に相当する金額を超える場合には、当該100分の30に相当する金額）が5,000円を超える場合には、その超える金額の100分の4に相当する金額（当該納税義務者が前年中に第1号に掲げる寄附金を支出し、当該寄附金の額の合計額が5,000円を超える場合にあっては、当該100分の4に相当する金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」と

いう。)をその者の前2条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。

(1) 都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金（当該納税義務者がその寄附によって設けられた設備を専属的に利用することその他特別の利益が当該納税義務者に及ぶと認められるものを除く。）

(2) 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第113条第2項に規定する共同募金会（その主たる事務所を当該納税義務者に係る賦課期日現在において道内に有するものに限る。）に対する寄附金又は日本赤十字社に対する寄附金（当該納税義務者に係る賦課期日現在において道内に事務所を有する日本赤十字社の支部において収納されたものに限る。）で、政令第7条の17各号に掲げるもの

2 前項の特例控除額は、同項の所得割の納税義務者が前年中に支出した同項第1号に掲げる寄附金の額の合計額のうち5,000円を超える金額に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た金額の5分の2に相当する金額（当該金額が当該納税義務者の前2条の規定を適用した場合の所得割の額の100分の10に相当する金額を超えるときは、当該100分の10に相当する金額）とする。

(1) 当該納税義務者が第26条第2項に規定する課税総所得金額（以下この項において「課税総所得金額」という。）を有する場合において、当該課税総所得金額から当該納税義務者に係る前条第1号アに掲げる金額（以下この項において「人的控除差調整額」という。）を控除した金額が零以上であるとき
当該控除後の金額について、次の表の左欄に掲げる金額の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる割合

195万円以下の金額	100分の85
195万円を超え330万円以下の金額	100分の80
330万円を超え695万円以下の金額	100分の70
695万円を超え900万円以下の金額	100分の67
900万円を超え1,800万円以下の金額	100分の57
1,800万円を超える金額	100分の50

(2) 当該納税義務者が課税総所得金額を有する場合において、当該課税総所得金額から当該納税義務者に係る人的控除差調整額を控除した金額が零を下回るときであって、当該納税義務者が第26条第2項に規定する課税山林所得金額（以下この項において「課税山林所得金額」という。）及び同条第2項に規定する課税退職所得金額（以下この項において「課税退職所得金額」という。）を有しないとき 100分の90

(3) 当該納税義務者が課税総所得金額を有する場合において当該課税総所得金額から当該納税義務者に係る人的控除差調整額を控除した金額が零を下回るとき又は当該納税義務者が課税総所得金額を有しない場合であって、当該納税義務者が課税山林所得金額又は課税退職所得金額を有するとき 次のア又はイに掲げる場合の区分に応じ、それぞれア又はイに定める割合（ア及びイに掲げる場合のいずれにも該当するときは、当該ア又はイに定める割合のうちいずれか低い割合）

ア 課税山林所得金額を有する場合 当該課税山林所得金額の5分の1に相当する金額について、第1号の表の左欄に掲げる金額の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる割合

イ 課税退職所得金額を有する場合 当該課税退職所得金額について、第1号の表の左欄に掲げる金額の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる割合

第27条中「前2条」を「前3条」に改める。

第27条の2中「前3条」を「第26条から前条まで」に改める。

第32条第1項第5号中「第314条の8第3項」を「第314条の9第3項」に改める。

第34条第1項の表第1号ウ中「この号」の次に「及び第37条第1項」を加える。

第37条第1項中「民法（明治29年法律第89号）第34条の法人」を「一般社団法人（非営利型法人に該当するものに限る。）若しくは一般財団法人（非営利型法人に該当するものに限る。）又は公益社団法人若しくは公益財団法人」に改め、同条第2項中「第260条の2第1項の認可を受けた地縁による団体」を「第260条の2第7項に規定する認可地縁団体」に改める。

第37条の12中「国外特定配当等」の次に「又は租税特別措置法第9条の3の2第1項に規定する上場株式等の配当等（次条において「上場株式等の配当等」と

いう。）」を加える。

第37条の13中「国外特定配当等」の次に「又は上場株式等の配当等」を加える。

第37条の18第2項中「第37条の11の4第3項」を「第37条の11の4第2項」に改める。

第44条の10の8第1項及び第4項中「民法第34条の法人」を「公益社団法人又は公益財団法人」に改める。

第44条の11第1項中「民法第34条の規定により設立された」を削り、「社団法人」を「公益社団法人」に改める。

第45条の2第2項中「民法」の次に「(明治29年法律第89号)」を加える。

第69条の2中「第62条第1項の検査を申請しよう」を「第62条第2項（同法第67条第4項において準用する場合を含む。）の規定により自動車検査証の返付を受けよう」に、「因る」を「よる」に改める。

第103条の表第9号中「林業を営む者」の次に「、委託を受けて農作業を行う者で総務省令第18条の2の2第1項に規定するもの」を加え、「総務省令第18条の2」を「同条第2項」に改める。

附則第5条第2項中「における」の次に「第27条及び」を加え、「同条」を「第27条」に、「とあるのは、」を「とあるのは」に、「とする」を「と、第27条の2中「第26条から前条まで」とあるのは「第26条から前条まで及び附則第5条第1項」とする」に改める。

附則第5条の2及び第5条の3を次のように改める。

第5条の2及び第5条の3 削除

附則第5条の4第1項第2号イ中「第25条第2項」を「第8条の4第1項（所得税法等の一部を改正する法律（平成20年法律第23号。以下この項において「平成20年所得税法等改正法」という。）附則第32条第1項の規定により適用される場合を含む。）、第25条第2項」に、「同法第37条の11第1項」を「平成20年所得税法等改正法附則第43条第2項」に改め、同号ウ中「第10条の7」を「第10条の6」に改め、同条第2項中「における」の次に「第27条及び」を加え、「同条」を「第27条」に、「とあるのは、」を「とあるのは」に、「とする」を「と、第27条の2中「第26条から前条まで」とあるのは「第26条から前条まで及び附則第5条の4第1項」とする」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（寄附金税額控除における特例控除額の特例）

第5条の5 第26条の3の規定の適用を受ける道民税の所得割の納税義務者が、同条第2項第2号若しくは第3号に掲げる場合に該当する場合又は第26条第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であって、当該納税義務者の前年中の所得について、附則第9条の4の3第1項、附則第9条の5第1項、附則第10条第1項、附則第11条第1項、附則第12条第1項又は附則第12条の3第1項の規定の適用を受けるときは、第26条の3第2項に規定する特例控除額は、同項第2号及び第3号の規定にかかわらず、当該納税義務者が前年中に支出した同条第1項第1号に掲げる寄附金の額の合計額のうち5,000円を超える金額に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める割合（当該各号に掲げる場合の2以上に該当するときは、当該各号に定める割合のうち最も低い割合）を乗じて得た金額の5分の2に相当する金額（当該金額が当該納税義務者の第26条及び第26条の2の規定を適用した場合の所得割の額の100分の10に相当する金額を超えるときは、当該100分の10に相当する金額）とする。

- (1) 第26条第2項に規定する課税山林所得金額を有する場合 当該課税山林所得金額の5分の1に相当する金額について、第26条の3第2項第1号の表の左欄に掲げる金額の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる割合
- (2) 第26条第2項に規定する課税退職所得金額を有する場合 当該課税退職所得金額について、第26条の3第2項第1号の表の左欄に掲げる金額の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる割合
- (3) 前年中の所得について附則第9条の5第1項の規定の適用を受ける場合 100分の50
- (4) 前年中の所得について附則第11条第1項の規定の適用を受ける場合 100分の60
- (5) 前年中の所得について附則第9条の4の3第1項、附則第10条第1項、附則第12条第1項又は附則第12条の3第1項の規定の適用を受ける場合 100分の75

附則第6条第1項中「平成21年度」を「平成24年度」に、「免税対象飼育牛である場合」を「免税対象飼育牛（次項において「免税対象飼育牛」という。）である場合（その売却した肉用牛の頭数の合計が2,000頭以内である場合に限る。）」に改め、同条第2項中「同項に規定する」を削り、「ものが含まれている」を「も

の又は免税対象飼育牛に該当する肉用牛の頭数の合計が2,000頭を超える場合の当該超える部分の免税対象飼育牛が含まれている」に、「及び前条第1項の規定にかかわらず」を「、附則第5条の4第1項及び前条の規定にかかわらず」に改め、同項第2号中「及び前条第1項」を「、附則第5条の4第1項及び前条」に改め、同条第3項中「前3条」を「第26条から前条まで」に改める。

附則第9条の4の2の次に次の1条を加える。

(上場株式等に係る配当所得に係る個人の道民税の課税の特例)

第9条の4の3 当分の間、道民税の所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第8条の4第1項に規定する上場株式等の配当等（以下この項及び次項において「上場株式等の配当等」という。）を有する場合において、当該上場株式等の配当等の支払を受けるべき年の翌年の4月1日の属する年度分の道民税について当該上場株式等の配当等に係る配当所得につきこの項の規定の適用を受けようとする旨の記載のある法第32条第13項に規定する申告書を提出したときは、当該上場株式等の配当等に係る配当所得については、第25条及び第26条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該上場株式等の配当等に係る配当所得の金額（以下この項において「上場株式等に係る配当所得の金額」という。）に対し、上場株式等に係る課税配当所得の金額（上場株式等に係る配当所得の金額（第3項第2号の規定により読み替えて適用される第25条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の100分の2に相当する金額に相当する道民税の所得割を課する。この場合において、当該上場株式等の配当等に係る配当所得については、附則第5条第1項の規定は、適用しない。

2 道民税の所得割の納税義務者が前年中に支払を受けるべき上場株式等の配当等に係る配当所得の金額について第25条及び第26条の規定の適用を受けた場合には、当該納税義務者が前年中に支払を受けるべき他の上場株式等の配当等に係る配当所得については、前項の規定は、適用しない。

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 道民税の所得割の課税標準の計算上その例によることとされる所得税法第69条の規定の適用については、租税特別措置法第8条の4第3項第2号の規定により適用されるところによる。

(2) 第25条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、

「総所得金額、附則第9条の4の3第1項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額」とする。

(3) 第26条の2から第27条の2まで、附則第5条第1項、附則第5条の4第1項及び附則第5条の5の規定の適用については、第26条の2、第26条の3第1項前段、第27条及び第27条の2の規定中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第9条の4の3第1項の規定による道民税の所得割の額」と、第26条の3第1項後段及び第2項の規定中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第9条の4の3第1項の規定による道民税の所得割の額の合計額」と、附則第5条第1項中「配当等に係るもの」とあるのは「配当等に係るもの及び附則第9条の4の3第1項に規定する上場株式等の配当等に係る配当所得（同項の規定の適用を受けようとするものに限る。）」と、同項及び附則第5条の4第1項の規定中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第9条の4の3第1項の規定による道民税の所得割の額」と、附則第5条第1項各号中「課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額及び附則第9条の4の3第1項に規定する上場株式等に係る課税配当所得の金額の合計額」と、附則第5条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第9条の4の3第1項の規定による道民税の所得割の額の合計額」とする。

附則第9条の5第3項第3号中「及び附則第5条の4第1項」を「、附則第5条の4第1項及び附則第5条の5」に、「第26条の2から第27条の2までの」を「第26条の2、第26条の3第1項前段、第27条及び第27条の2の」に改め、「及び附則第9条の5第1項の規定による道民税の所得割の額」との次に「、第26条の3第1項後段及び第2項の規定中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第9条の5第1項の規定による道民税の所得割の額の合計額」と」を加え、「とする」を「と、附則第5条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第9条の5第1項の規定による道民税の所得割の額の合計額」とする」に改める。

附則第10条第3項第3号中「及び附則第5条の4第1項」を「、附則第5条の4第1項及び附則第5条の5」に、「第26条の2から第27条の2までの」を「第26条の2、第26条の3第1項前段、第27条及び第27条の2の」に改め、「及び附則第10条第1項の規定による道民税の所得割の額」との次に「、第26条の3第

1 項後段及び第2項の規定中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第10条第1項の規定による道民税の所得割の額の合計額」とを加え、「とする」を「と、附則第5条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第10条第1項の規定による道民税の所得割の額の合計額」とする」に改める。

附則第11条第4項第3号中「及び附則第5条の4第1項」を「、附則第5条の4第1項及び附則第5条の5」に、「第26条の2から第27条の2までの」を「第26条の2、第26条の3第1項前段、第27条及び第27条の2の」に改め、「及び附則第11条第1項の規定による道民税の所得割の額」との次に「、第26条の3第1項後段及び第2項の規定中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第11条第1項の規定による道民税の所得割の額の合計額」とを加え、「とする」を「と、附則第5条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第11条第1項の規定による道民税の所得割の額の合計額」とする」に改める。

附則第12条第1項中「及び次条第1項」を削り、同条第4項第3号中「及び附則第5条の4第1項」を「、附則第5条の4第1項及び附則第5条の5」に、「第26条の2から第27条の2までの」を「第26条の2、第26条の3第1項前段、第27条及び第27条の2の」に改め、「及び附則第12条第1項の規定による道民税の所得割の額」との次に「、第26条の3第1項後段及び第2項の規定中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第12条第1項の規定による道民税の所得割の額の合計額」とを加え、「とする」を「と、附則第5条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第12条第1項の規定による道民税の所得割の額の合計額」とする」に改める。

附則第12条の2及び第12条の2の2を次のように改める。

第12条の2 削除

（源泉徴収選択口座内配当等に係る個人の道民税の特別徴収の特例）

第12条の2の2 租税特別措置法第37条の11の4第1項に規定する源泉徴収選択口座が開設されている第37条の12に規定する特別徴収義務者が、同法第37条の11の6第1項に規定する源泉徴収選択口座内配当等につき、第37条の13の規定に基づき道民税の配当割を徴収する場合における第24条第1項第6号及び第37条の12の規定の適用については、これらの規定中「受けるべき日」とあるのは「受けるべき日の属する年の1月1日」と、第37条の13の規定の適用については、同条中「属する月の翌月10日」とあるのは「属する年の翌年1月10日（政

令附則第18条の4の2第2項において準用する政令第9条の20第1項各号に掲げる場合にあっては、同項各号に定める日）」とする。

附則第12条の2の3を削る。

附則第12条の3第2項第3号中「及び附則第5条の4第1項」を「、附則第5条の4第1項及び附則第5条の5」に、「第26条の2から第27条の2までの」を「第26条の2、第26条の3第1項前段、第27条及び第27条の2の」に改め、「及び附則第12条の3第1項の規定による道民税の所得割の額」との次に「、第26条の3第1項後段及び第2項の規定中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第12条の3第1項の規定による道民税の所得割の額の合計額」とを加え、「とする」を「と、附則第5条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第12条の3第1項の規定による道民税の所得割の額の合計額」とする」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（旧民法第34条の法人から移行した法人に係る地方税の特例）

第12条の4 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号。以下この条において「整備法」という。）第40条第1項の規定により存続する一般社団法人又は一般財団法人であって整備法第106条第1項（整備法第121条第1項において読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）の登記をしていないもの（整備法第131条第1項の規定により整備法第45条の認可を取り消されたものを除く。）については、公益社団法人又は公益財団法人とみなして、第37条第1項の規定を適用する。

2 整備法第40条第1項の規定により存続する一般社団法人であって整備法第106条第1項の登記をしていないものについては、公益社団法人とみなして、第44条の11第1項の規定を適用する。

附則第13条を次のように改める。

（地方法人特別税に係る法人の事業税の税率の特例）

第13条 平成20年10月1日以後に開始する各事業年度に係る法人の事業税及び同日以後の解散（合併による解散を除く。）による清算所得に対する法人の事業税（清算所得に対する法人の事業税を課される法人の清算中の事業年度に係る法人の事業税及び残余財産の一部の分配又は引渡しにより納付すべき法人の事業税を含む。）についての第39条及び附則第7条の2の規定の適用については、

第39条第1項第1号ウの表中「100分の3.8」とあるのは「100分の1.5」と、「100分の5.5」とあるのは「100分の2.2」と、「100分の7.2」とあるのは「100分の2.9」と、同項第2号の表中「100分の5」とあるのは「100分の2.7」と、「100分の6.6」とあるのは「100分の3.6」と、同項第3号の表中「100分の5」とあるのは「100分の2.7」と、「100分の7.3」とあるのは「100分の4」と、「100分の9.6」とあるのは「100分の5.3」と、同条第2項中「100分の1.3」とあるのは「100分の0.7」と、同条第3項第1号ウ中「100分の7.2」とあるのは「100分の2.9」と、同項第2号中「100分の6.6」とあるのは「100分の3.6」と、同項第3号中「100分の9.6」とあるのは「100分の5.3」と、附則第7条の2中「第39条第1項第2号」とあるのは「地方法人特別税等に関する暫定措置法（平成20年法律第25号）第2条の規定により読み替えられた第39条第1項第2号」と、「100分の6.6」とあるのは「100分の3.6」と、「100分の7.9」とあるのは「100分の4.3」とする。

附 則

1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第103条の改正規定及び附則第14項の規定 平成20年6月30日

(2) 附則第13条の改正規定 平成20年10月1日

(3) 第24条第4項、第34条第1項の表第1号ウ、第37条、第44条の10の8第1項及び第4項、第44条の11第1項並びに第45条の2第2項の改正規定並びに附則第12条の3の次に1条を加える改正規定並びに附則第12項及び第13項の規定 平成20年12月1日

(4) 第24条第1項第7号及び第37条の18第2項の改正規定、附則第5条の2及び第5条の3の改正規定並びに附則第12条の2の3を削る改正規定並びに附則第2項から第4項までの規定 平成21年1月1日

(5) 第37条の12及び第37条の13の改正規定、附則第6条第1項の改正規定、同条第2項の改正規定（「同項に規定する」を削り、「ものが含まれている」を「もの又は免税対象飼育牛に該当する肉用牛の頭数の合計が2,000頭を超える場合の当該超える部分の免税対象飼育牛が含まれている」に改める部分に限る。）、附則第9条の4の2の次に1条を加える改正規定並びに附則第12条の2及び第12条の2の2の改正規定（同条に係る部分に限る。）並びに

附則第7項から第9項までの規定 平成22年1月1日

(6) 第69条の2の改正規定、附則第5条の4第1項第2号及び第12条第1項の改正規定並びに附則第12条の2及び第12条の2の2の改正規定（同条に係る部分を除く。）並びに附則第10項及び第11項の規定 平成22年4月1日

2 平成21年1月1日前に支払を受けるべきこの条例による改正前の北海道税条例（以下「旧条例」という。）附則第5条の3に規定する特定配当等については、なお従前の例による。

3 平成21年1月1日から平成22年12月31日までの間に支払を受けるべき地方税法等の一部を改正する法律（平成20年法律第21号）第1条の規定による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号。以下「新法」という。）第23条第1項第15号に規定する特定配当等（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第4条の2第9項又は第4条の3第10項の規定の適用を受けるものを除く。）に係るこの条例による改正後の北海道税条例（以下「新条例」という。）第37条の9の規定の適用については、同条中「100分の5」とあるのは、「100分の3」とする。

4 平成21年1月1日から平成22年12月31日までの間に行われる新条例第37条の18第1項に規定する対象譲渡等に係る新条例第37条の15及び第37条の18第2項の規定の適用については、これらの規定中「100分の5」とあるのは、「100分の3」とする。

5 新条例第26条の3及び附則第5条の5の規定は、道民税の所得割の納税義務者が平成20年1月1日以後に支出する新条例第26条の3第1項各号に掲げる寄附金について適用する。

6 平成21年4月1日から同年12月31日までの間における新条例附則第5条の5の規定の適用については、同条中「附則第9条の4の3第1項、附則第9条の5第1項」とあるのは「附則第9条の5第1項」と、同条第5号中「附則第9条の4の3第1項、附則第10条第1項」とあるのは「附則第10条第1項」とする。

7 新条例附則第6条第1項及び第2項の規定は、平成22年度以後の年度分の個人の道民税について適用し、旧条例附則第6条第1項に規定する免税対象飼育牛に係る所得に係る平成21年度分までの個人の道民税については、なお従前の例による。

8 道民税の所得割の納税義務者が、平成21年1月1日から平成22年12月31日までの間に支払を受けるべき新条例附則第9条の4の3第1項に規定する上場株式等の配当等を有する場合には、当該上場株式等の配当等に係る配当所得については、同項前段の規定により、上場株式等に係る課税配当所得の金額（同項前段に規定する上場株式等に係る課税配当所得の金額をいう。以下この項において同じ。）に対して課する道民税の所得割の額は、同条第1項前段の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額に相当する額とする。

- (1) 上場株式等に係る課税配当所得の金額が100万円以下である場合 当該上場株式等に係る課税配当所得の金額の100分の1.2に相当する金額
- (2) 上場株式等に係る課税配当所得の金額が100万円を超える場合 次に掲げる金額の合計額
 - ア 1万2,000円
 - イ 当該上場株式等に係る課税配当所得の金額から100万円を控除した金額の100分の2に相当する金額

9 新条例附則第12条の2の2の規定は、平成22年1月1日以後に道民税の納税義務者が交付を受ける同条に規定する源泉徴収選択口座内配当等について適用する。

10 道民税の所得割の納税義務者が平成21年1月1日以前に行った旧条例附則第12条の2第1項に規定する上場株式等の譲渡に係る同項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額に対して課する平成21年度分までの個人の道民税については、なお従前の例による。

11 道民税の所得割の納税義務者が、平成21年1月1日から平成22年12月31日までの間に新法附則第35条の2の6第2項に規定する上場株式等（以下この項において「上場株式等」という。）の譲渡（新法附則第35条の2の2第2項に規定する譲渡をいう。）のうち租税特別措置法第37条の12の2第2項各号に掲げる上場株式等の譲渡をした場合には、当該上場株式等の譲渡による事業所得、譲渡所得及び雑所得（同法第32条第2項の規定に該当する譲渡所得を除く。）については、新条例附則第12条第1項前段の規定により同項前段に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額のうち当該上場株式等の譲渡に係る事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として地方税法施行令及び国有資産等所

在市町村交付金法施行令の一部を改正する政令（平成20年政令第152号）附則第3条第13項に規定するところにより計算した金額（以下この項において「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」という。）に対して課する道民税の所得割の額は、新条例附則第12条第1項前段の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額に相当する金額とする。

- (1) 上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額（上場株式等に係る譲渡所得等の金額（新条例附則第12条第4項第2号の規定により読み替えて適用される新条例第25条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。以下この項において同じ。）が500万円以下である場合 当該上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額の100分の1.2に相当する金額
- (2) 上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額が500万円を超える場合 次に掲げる金額の合計額
 - ア 6万円
 - イ 当該上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額から500万円を控除した金額の100分の2に相当する金額

12 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第38条の規定による改正前の民法（明治29年法律第89号。以下「旧民法」という。）第34条の法人で旧条例第37条第1項の規定の適用を受けるものに対して課する平成20年度分までの法人の道民税の均等割については、なお従前の例による。

13 附則第1項第3号に定める日以前の旧民法第34条の法人による不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

14 新条例第103条の規定は、附則第1項第1号に定める日以後の軽油の引取りに対して課すべき軽油引取税について適用する。

特定工業等導入地区等における道税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年 6月30日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第80号

特定工業等導入地区等における道税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例

特定工業等導入地区等における道税の課税の特例に関する条例（昭和60年北海道条例第7号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

- 11 平成20年10月1日以後に開始する各事業年度に係る法人の事業税についての第27条の規定の適用については、同条の表第1号中「100分の1.9」とあるのは「100分の0.75」と、「100分の2.75」とあるのは「100分の1.1」と、「100分の3.6」とあるのは「100分の1.45」と、「100分の2.85」とあるのは「100分の1.125」と、「100分の4.125」とあるのは「100分の1.65」と、「100分の5.4」とあるのは「100分の2.175」と、「100分の3.325」とあるのは「100分の1.3125」と、「100分の4.8125」とあるのは「100分の1.925」と、「100分の6.3」とあるのは「100分の2.5375」と、同表第2号中「100分の2.5」とあるのは「100分の1.35」と、「100分の3.3」とあるのは「100分の1.8」と、「100分の3.75」とあるのは「100分の2.025」と、「100分の4.95」とあるのは「100分の2.7」と、「100分の4.375」とあるのは「100分の2.3625」と、「100分の5.775」とあるのは「100分の3.15」と、同表第3号中「100分の2.5」とあるのは「100分の1.35」と、「100分の3.65」とあるのは「100分の2」と、「100分の4.8」とあるのは「100分の2.65」と、「100分の3.75」とあるのは「100分の2.025」と、「100分の5.475」とあるのは「100分の3」と、「100分の7.2」とあるのは「100分の3.975」と、「100分の4.375」とあるのは「100分の2.3625」と、「100分の6.3875」とあるのは「100分の3.5」と、「100分の8.4」とあるのは「100分の4.6375」と、同表第4号中「100分の3.6」とあるのは「100分の1.45」と、「100分の5.4」とあるのは「100分の2.175」と、「100分の6.3」とあるのは「100分の2.5375」と、同表第5号中「100分の3.3」とあるのは「100分の1.8」と、「100分の4.95」とあるのは「100分の2.7」と、「100分の5.775」とあるのは「100分の3.15」と、同表第6号中「100分の4.8」とあるのは「100分の2.65」と、「100分の7.2」とあるのは「100分の3.975」と、「100分の8.4」とあるのは「100分の4.6375」とする。

附 則

この条例は、平成20年10月1日から施行する。

北海道保健福祉部手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年6月30日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第81号

北海道保健福祉部手数料条例の一部を改正する条例

北海道保健福祉部手数料条例（平成12年北海道条例第7号）の一部を次のように改正する。

別表42の項中「126,000円」を「136,000円」に改め、同表42の3の項の次に次のように加える。

42の4 温泉法第7条の2 第1項の規定に基づく掘 削のための施設の位置等 又は掘削の方法の変更の 許可の申請に対する審査	土地掘削施設 等変更許可申 請手数料	24,000円	変更許可 申請のと き
---	--------------------------	---------	-------------------

別表43の項中「又は動力の装置」を削り、「ゆう出路増掘又は動力装置の許可申請手数料」を「ゆう出路増掘許可申請手数料」に、「115,000円」を「125,000円」に改め、同表43の3の項中「又は動力の装置」を削り、「相続による増掘等許可承認申請手数料」を「相続による増掘許可承認申請手数料」に改め、同項を同表43の4の項とし、同表43の2の項中「又は動力の装置」を削り、「法人合併等による増掘等許可承認申請手数料」を「法人合併等による増掘許可承認申請手数料」に改め、同項を同表43の3の項とし、同表43の項の次に次のように加える。

43の2 温泉法第11条第1 項の規定に基づく動力の 装置の許可の申請に対す る審査	動力装置許可 申請手数料	115,000円	許可申請 のとき
---	-----------------	----------	-------------

別表43の4の項の次に次のように加える。

43の5 温泉法第11条第2	ゆう出路増掘	24,000円	変更許可
----------------	--------	---------	------

項において準用する同法第7条の2第1項の規定に基づくゆう出路の増掘のための施設の位置等又は増掘の方法の変更の許可の申請に対する審査	施設等変更許可申請手数料		申請のとき	43の10 温泉法第14条の4第1項の規定に基づく相続による温泉の採取の許可を受けた者の地位の承継の承認の申請に対する審査	相続による温泉採取許可承継承認申請手数料	8,700円	承認申請のとき
43の6 温泉法第11条第3項において準用する同法第6条第1項の規定に基づく法人の合併又は分割による動力の装置の許可を受けた者の地位の承継の承認の申請に対する審査	法人合併等による動力装置許可承継承認申請手数料	8,700円	承認申請のとき	43の11 温泉法第14条の5第1項の規定に基づく可燃性天然ガスの濃度についての確認の申請に対する審査	可燃性天然ガス濃度確認申請手数料	8,700円	確認申請のとき
43の7 温泉法第11条第3項において準用する同法第7条第1項の規定に基づく相続による動力の装置の許可を受けた者の地位の承継の承認の申請に対する審査	相続による動力装置許可承継承認申請手数料	8,700円	承認申請のとき	43の12 温泉法第14条の7第1項の規定に基づく温泉の採取のための施設の位置等又は採取の方法の変更の許可の申請に対する審査	温泉採取施設等変更許可申請手数料	24,000円	変更許可申請のとき
43の8 温泉法第14条の2第1項の規定に基づく温泉の採取の許可の申請に対する審査	温泉採取許可申請手数料	44,000円	許可申請のとき	別表65の2の項を削り、同表168の項及び169の項を次のように改める。			
43の9 温泉法第14条の3第1項の規定に基づく法人の合併又は分割による温泉の採取の許可を受けた者の地位の承継の承認の申請に対する審査	法人合併等による温泉採取許可承継承認申請手数料	8,700円	承認申請のとき	168 介護保険法第115条の29第2項の規定に基づく介護サービス情報の調査	介護サービス情報調査手数料	ア 居宅サービス（特定施設入居者生活介護を除く。）、地域密着型サービス（地域密着型特定施設入居者生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を除く。）、居宅介護支援、介護予防サービス（介護予防特定施設入居者生活介護を除く。）又は地域密着型介護予防サービスに係る介護サービス情報の調査	介護サービス情報の報告のときから調査のときまでの範囲内において指定調査機関が定めるとき

	31,800円				療施設において提供される介護予防短期入所療養介護のうち2以上の介護サービス			
	イ その他の介護サービスに係る介護サービス情報の調査	47,800円			(ロ) 介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第14条第3号に定める施設において提供される短期入所療養介護及び同令第22条の14第3号に定める施設において提供される介護予防短期入所療養介護			
	(摘要)				(ハ) 有料老人ホームにおいて提供される特定施設入居者生活介護、有料老人ホームにおいて提供される地域密着型特定施設入居者生活介護又は有料老人ホームにおいて提供される介護予防特定施設入居者生活介護のうち2以上の介護サービス			
	ア 一の事業所又は施設について、次に掲げるいずれかの組合せによる介護サービスに関する介護サービス情報の調査が同時に行われる場合は、当該調査は、1件の調査とする。この場合における介護サービス情報調査手数料の金額は、当該調査の対象となる介護サービスに第3欄イに該当する介護サービスが含まれているときは、47,800円とする。				(ニ) 軽費老人ホームにおいて提供される特定施設入居者生活介護、軽費老人ホームにおいて提供される地域密着型特定施設入居者生活介護又は軽費老人ホームにおいて提供される介護予防特定施設入居者生活介護のうち2以上の介護サービス			
	(ア) 訪問介護及び介護予防訪問介護				(ス) 福祉用具貸与、特定福祉用具販売、介護予防福祉用具貸与又は特定介護予防福祉用具販売のうち2以上の介護サービス			
	(イ) 訪問入浴介護及び介護予防訪問入浴介護				イ 介護老人福祉施設において提供される介護福祉施設サービス及び当該介護老人福祉施設のサテライト型居住施設（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）第131条第4項に規定するサテライト型居住施設をいう。次項において同じ。）において提供される地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に関する介護サービス情報の調査が同時に行われる場合は、これらの介護サービス情報の調査は、1件の調査とする。			
	(ウ) 訪問看護及び介護予防訪問看護							
	(エ) 訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーション							
	(オ) 通所介護、認知症対応型通所介護、介護予防通所介護又は介護予防認知症対応型通所介護のうち2以上の介護サービス							
	(カ) 通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーション							
	(キ) 短期入所生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護福祉施設サービス又は介護予防短期入所生活介護のうち2以上の介護サービス							
	(ク) 介護老人保健施設において提供される短期入所療養介護、介護保健施設サービス又は介護老人保健施設において提供される介護予防短期入所療養介護のうち2以上の介護サービス							
	(ケ) 介護療養型医療施設において提供される短期入所療養介護、介護療養施設サービス又は介護療養型医							
169	介護保険法第115条の29第3項の規定に基づく介護サービス情報の公表				介護サービス情報公表手数料	10,200円		介護サービス情報の報告の

		とき
(摘要)		
ア 一の事業所又は施設について、前項摘要欄アの(ア)から(ス)までに掲げるいずれかの組合せによる介護サービスに関する介護サービス情報の報告が同時に行われる場合は、当該報告に係る介護サービス情報の公表は、1件の公表とする。		
イ 介護老人福祉施設において提供される介護福祉施設サービス及び当該介護老人福祉施設のサテライト型居住施設において提供される地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に関する介護サービス情報の報告が同時に行われる場合は、これらの報告に係る介護サービス情報の公表は、1件の公表とする。		

別表169の2の項の次に次のように加える。

169の3 株式会社日本政策金融公庫法（平成19年法律第57号）第11条第1項第1号の規定に基づく株式会社日本政策金融公庫が行う生活衛生関係営業の資金の貸付けに必要な証明書の交付	株式会社日本政策金融公庫の生活衛生貸付けに関する証明書交付手数料	1,100円	交付申請のとき
---	----------------------------------	--------	---------

別表176の項中「第8条第2号」を「第10条第2号イ」に、「又は」を「若しくは」に改め、「書類」の次に「又は同号ロ(1)の規定に基づく登記に係る不動産が特別養護老人ホームの用に供するものである旨を証する書類」を加える。

附 則

1 この条例は、平成20年10月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 別表168の項、169の項及び176の項の改正規定並びに次項の規定 公布の

日

(2) 附則第3項の規定 平成20年 8 月 1 日

- 前項第1号に定める日から平成20年11月30日までの間、この条例による改正後の北海道保健福祉部手数料条例別表176の項の規定の適用については、同項中「第10条第2号イ」とあるのは、「第8条第2号イ」とする。
- 平成20年 8 月 1 日から同年 9 月30日までの間においては、手数料を徴収する事務並びにその手数料の名称、金額及び徴収時期は、この条例による改正前の北海道保健福祉部手数料条例別表に定めるもののほか、次の表のとおりとする。

手数料を徴収する事務	手数料の名称	金 額	徴収時期
温泉法の一部を改正する法律（平成19年法律第121号）附則第6条の規定に基づき同法の施行前に行う同法による改正後の温泉法（昭和23年法律第125号）第14条の5第1項の規定に基づく可燃性天然ガスの濃度についての確認の申請に対する審査	可燃性天然ガス濃度確認申請手数料	8,700円	確認申請のとき

北海道立高等技術専門学院条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年 6 月30日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第82号

北海道立高等技術専門学院条例の一部を改正する条例

北海道立高等技術専門学院条例（昭和44年北海道条例第37号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項第3号中「11万5,200円」を「11万8,800円」に改める。

附 則

1 この条例は、平成21年 4 月 1 日から施行する。

- 2 平成21年3月31日において現に北海道立高等技術専門学院の普通課程の学生であった者で同日後引き続き同一の訓練科の学生として在籍するものに係る授業料の額は、この条例による改正後の北海道立高等技術専門学院条例第4条第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

北海道農政部手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年6月30日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道条例第83号

北海道農政部手数料条例の一部を改正する条例

北海道農政部手数料条例（平成12年北海道条例第18号）の一部を次のように改正する。

別表29の4の項の次に次のように加える。

29の5 動物用医薬品等取 締規則（平成16年農林水 産省令第107号）第115条 の12第1項の規定に基づ く販売従事登録証の書換 え交付	動物用医薬品 販売従事登録 証書換え交付 手数料	2,490円	書換え交 付申請の とき
29の6 動物用医薬品等取 締規則第115条の13第1 項の規定に基づく販売従 事登録証の再交付	動物用医薬品 販売従事登録 証再交付手 料	3,510円	再交付申 請のとき

別表32の項中「第8条第1号ロ」を「第10条第1号ロ」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表32の項の改正規定は、平成20年12月1日から施行する。

北海道立農業大学校条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年6月30日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道条例第84号

北海道立農業大学校条例の一部を改正する条例

北海道立農業大学校条例（昭和48年北海道条例第66号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項第3号中「11万5,200円」を「11万8,800円」に改める。

第6条第2項中「450円」を「470円」に改める。

第8条第2項第1号中「750円」を「1,050円」に改め、同項第2号中「1,050円」を「1,470円」に改め、同条第3項中「30円」を「40円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 平成21年3月31日において現に北海道立農業大学校の学生であった者で同日後引き続き同一の課程等の学生として在籍するものに係る授業料の額は、この条例による改正後の北海道立農業大学校条例第5条第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

国営土地改良事業負担金等徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年6月30日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道条例第85号

国営土地改良事業負担金等徴収条例の一部を改正する条例

国営土地改良事業負担金等徴収条例（昭和30年北海道条例第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「の規定により同項各号に掲げる額に対応する借入金に係る利息の額が加えられている場合は当該利息の額を、当該負担金の額に同項」、「及び次項」及び「（次項において「法第90条第9項による徴収額」という。）」を削り、同条第3項から第5項までを削り、同条第6項を同条第3項とする。

第3条第2項中「勘案して」の次に「政令第53条の11第2項において準用する同条第1項の」を加え、同条第3項中「前条第6項」を「前条第3項」に改める。

第4条第1項ただし書中「又は第3項ただし書」を削り、同条第2項中「同条第2項各号に掲げる事業にあっては年5パーセント、同条第3項各号に掲げる事

業にあっては当該事業の工事に係る事業費の財源とされる借入金の利率を基礎として農林水産大臣の定める率、同条第4項に規定する事業にあっては指定日前事業道負担金額に係る負担金の部分につき年5パーセント、指定日後事業道負担金額に係る負担金の部分につき当該事業の工事に係る事業費の財源とされる借入金の利率を基礎として農林水産大臣の定める率、同条第5項に規定する事業にあっては一般事業道負担金額に係る負担金の部分につき年5パーセント、特定事業道負担金額に係る負担金の部分につき当該特定工事に係る事業費の財源とされる借入金の利率を基礎として農林水産大臣の定める率（同項の規定により指定日前特定事業道負担金額と指定日後特定事業道負担金額とに区分される特定事業道負担金額に係る負担金の部分にあっては、指定日前特定事業道負担金額に係る負担金の部分につき年5パーセント、指定日後特定事業道負担金額に係る負担金の部分につき当該特定工事に係る事業費の財源とされる借入金の利率を基礎として農林水産大臣の定める率）をそれぞれ」を「年5パーセントを」に改め、同項第2号及び第3号を削り、同項第4号中「第52条の2第7項第4号」を「第52条の2第4項第2号」に、「第52条の2第7項第5号」を「第52条の2第4項第3号」に改め、同号を同項第2号とし、同項第5号中「第52条の2第7項第5号」を「第52条の2第4項第3号」に、「第52条の2第7項第5号ロ」を「第52条の2第4項第3号ロ」に、「指定工程」を「同号に規定する指定工程（以下単に「指定工程」という。）」に改め、同号を同項第3号とし、同項第6号中「第52条の2第7項第6号」を「第52条の2第4項第4号」に、「第52条の2第7項第6号ロ」を「第52条の2第4項第4号ロ」に改め、同号を同項第4号とする。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 特別会計に関する法律（平成19年法律第23号）附則第266条の規定による改正前の土地改良法（昭和24年法律第195号。以下「旧法」という。）第88条の2及び特別会計に関する法律附則第383条の規定によりなおその効力を有することとされる旧法第88条の2の規定によりその工事に係る事業費の一部につき借入金をもってその財源とする旧法により国が行う土地改良事業については、この条例による改正前の国営土地改良事業負担金等徴収条例（以下「旧条例」という。）第2条第2項、第3項及び第5項並びに第4条第1項及び第2項の規定は、この条例の施行後も、なおその効力を有する。この場合において、旧

条例第2条第2項各号列記以外の部分中「土地改良法施行令（昭和24年政令第295号。以下「政令」という。）」とあるのは「土地改良法施行令の一部を改正する政令（平成20年政令第107号。以下この項において「改正政令」という。）附則第2条の規定によりなおその効力を有するものとされる改正政令による改正前の土地改良法施行令（昭和24年政令第295号。以下「旧令」という。）」と、「政令第52条第1項」とあるのは「旧令第52条第1項」と、同項各号、同条第3項及び第5項並びに旧条例第4条第1項及び第2項中「政令」とあるのは「旧令」とする。

- 3 前項の場合において、この条例による改正後の国営土地改良事業負担金等徴収条例第2条第2項並びに第4条第1項及び第2項の規定は、適用しない。

機構営農用地整備事業等負担金等徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年6月30日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第86号

機構営農用地整備事業等負担金等徴収条例の一部を改正する条例

機構営農用地整備事業等負担金等徴収条例（昭和63年北海道条例第59号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

独立行政法人森林総合研究所営特定中山間保全整備事業等負担金等徴収条例

第1条中「独立行政法人緑資源機構が」を「独立行政法人森林総合研究所（以下「研究所」という。）が」に改め、「行う」の次に「独立行政法人緑資源機構法を廃止する法律（平成20年法律第8号）の施行前に同法による廃止前の独立行政法人緑資源機構法（平成14年法律第130号。以下「旧機構法」という。）第11条第1項第7号イからハまでの事業（以下「特定中山間保全整備事業」という。）に係る独立行政法人森林総合研究所法（平成11年法律第198号。以下「研究所法」という。）附則第9条第3項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧機構法第24条第2項の負担金及び研究所法附則第9条第3項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧機構法第25条第1項の特別徴収金並びに」を、「業

務」の次に「(以下「農用地整備事業等」という。)」を加え、「独立行政法人緑資源機構法(平成14年法律第130号)附則第8条第2項」を「研究所法附則第11条第3項」に改め、「(以下「旧法」という。)」を削り、「及び旧法」を「及び研究所法附則第11条第3項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧農用地整備公団法」に改める。

第5条を第7条とする。

第4条第1項本文中「方法)」の次に「又は当該負担金の徴収を受ける者からの申出があるときに限り、当該負担金の全部若しくは一部につき一時支払の方法」を加え、同項ただし書を次のように改める。

ただし、負担金の額に研究所の消費税等相当額が加えられている場合における当該研究所の消費税等相当額に応ずる負担金の部分については、特例業務政令第3条の規定によりなおその効力を有するものとされる旧機構法施行令第21条第5項の規定により農林水産大臣が定める支払の方法に準拠して知事が定める徴収の方法により徴収する。

第4条第2項を次のように改める。

2 前項の元利均等年賦支払における支払期間及び利率は、次の表の左欄に掲げる事業又は業務の区分に応じ、同表の当該中欄に定める期間及び同表の当該右欄に定める率とする。

特定中山間保全整備事業	15年	当該事業に係る事業費の財源とされる借入金並びに森林総合研究所債券及び緑資源債券の利率を基礎として特例業務政令第3条の規定によりなおその効力を有するものとされる旧機構法施行令第22条第2項の農林水産大臣の定める率
旧農用地整備公団法第19条第1項第1号の業務、同項第2号の業務又は同項第6号の業務(同項第1号の業務を行うことにより新設され、又は改良された土地改良施設	15年	当該業務に要する費用の財源とされる借入金の利率を基礎として特例業務政令第8条の規定によりなおその効力を有するものとされる旧農用地整備公団法施行令第15条第1項第1

に係るものに限る。)		号の農林水産大臣の定める率
旧農用地整備公団法第19条第1項第4号の業務又は同項第6号の業務(同項第4号の業務を行うことにより新設され、又は改良された農業用排水施設に係るもので同号の業務の完了前に行うものに限る。)	17年(据置期間2年を含む。)	当該業務に要する費用の財源とされる借入金の利率を基礎として特例業務政令第8条の規定によりなおその効力を有するものとされる旧農用地整備公団法施行令第15条第1項第2号の農林水産大臣の定める率

第4条第3項中「当該業務」を「当該事業又は当該業務」に改め、同条を第6条とする。

第3条の見出しを「(農用地整備事業等に係る特別徴収金)」に改め、同条第1項中「特別徴収金」を「農用地整備事業等に係る特別徴収金」に、「独立行政法人緑資源機構」を「研究所」に、「旧法」を「研究所法附則第11条第3項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧農用地整備公団法」に改め、同条第2項中「特別徴収金の額」を「前項の特別徴収金の額」に改め、同項第1号及び第2号中「旧法」を「研究所法附則第11条第3項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧農用地整備公団法」に改め、「勘案して」の次に「特例業務政令第8条の規定によりなおその効力を有するものとされる旧農用地整備公団法施行令第20条第2項において準用する同条第1項の」を加え、同条を第5条とする。

第2条の見出しを「(農用地整備事業等に係る負担金)」に改め、同条第1項中「負担金」を「農用地整備事業等に係る負担金」に、「旧法」を「研究所法附則第11条第3項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧農用地整備公団法」に改め、同条第2項中「負担金の額は、当該」を「前項の負担金の額は、当該」に、「旧法」を「研究所法附則第11条第3項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧農用地整備公団法」に改め、同項第1号中「独立行政法人緑資源機構法施行令(平成15年政令第438号)附則第8条」を「独立行政法人森林総合研究所が行う特例業務に関する政令(平成20年政令第128号。以下「特例業務政令」という。)第8条」に、「旧令」を「旧農用地整備公団法施行令」に改め、同項第2号から第7号までの規定中「旧令」を「特例業務政令第8条の規定によ

りなおその効力を有するものとされる旧農用地整備公団法施行令」に改め、同条を第3条とする。

第3条の次に次の1条を加える。

（特定中山間保全整備事業に係る特別徴収金）

第4条 特定中山間保全整備事業に係る特別徴収金は、旧機構法第11条第1項第7号イ又はロの事業の実施に係る区域内にある土地についての事業参加資格者が、研究所が研究所法附則第9条第3項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧機構法第25条第1項の農林水産省令で定めるところにより当該事業が完了した旨の公告をした日以後8年を経過する日までの間に、当該土地を当該事業に係る特定地域整備事業実施計画において予定した用途以外の用途

（当該予定した用途に類似し、又は密接に関連するものとして同項の政令で定める用途を除く。以下「目的外用途」という。）に供するため所有権の移転若しくは地上権、賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利の設定若しくは移転をした場合又は当該土地を自ら目的外用途に供した場合（当該土地を目的外用途に供するため所有権の移転又は地上権、賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利の設定若しくは移転を受けて、目的外用途に供した場合を除く。）には、その者から徴収する。

2 前項の特別徴収金の額は、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を差し引いて得た額の範囲内において、知事が定める。

(1) 当該事業につき研究所法附則第9条第3項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧機構法第24条第1項の規定により道が負担する負担金の額に、当該特別徴収金の徴収に係る土地の面積の当該事業の実施に係る区域内の土地の面積に対する割合を基準とし、当該事業によって当該土地が受ける利益を勘案して特例業務政令第3条の規定によりなおその効力を有するものとされる旧機構法施行令第28条第2項において準用する同条第1項の農林水産大臣が定める割合を乗じて得た額

(2) 当該事業につき研究所法附則第9条第3項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧機構法第24条第2項、第3項、第5項又は第7項の規定により道が徴収する負担金の額に、当該特別徴収金の徴収に係る土地の面積の当該事業の実施に係る区域内の土地の面積に対する割合を基準とし、当該事業によって当該土地が受ける利益を勘案して特例業務政令第3条の規定に

よりなおその効力を有するものとされる旧機構法施行令第28条第2項において準用する同条第1項の農林水産大臣が定める割合を乗じて得た額

第1条の次に次の1条を加える。

（特定中山間保全整備事業に係る負担金）

第2条 特定中山間保全整備事業に係る負担金は、当該事業の実施に係る区域内にある土地についての事業参加資格者（旧機構法第11条第1項第7号ハの事業にあっては、その事業の実施に係る区域内にある土地について所有権その他の使用及び収益を目的とする権利を有する者）及び研究所法附則第9条第3項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧機構法第24条第2項の農林水産省令で定める者で、当該事業によって利益を受けるものから徴収する。

2 前項の負担金の額は、当該事業について、第1号から第3号までに掲げる額の合計額から第4号に掲げる額を差し引いて得た額に、当該事業の実施に係る区域内にある当該負担金の徴収に係る土地の面積の当該事業の実施に係る区域内の土地の面積に対する割合を基準とし、当該事業によって当該土地が受ける利益を勘案して知事が定める割合を乗じて得た額とする。ただし、当該事業につき研究所法附則第9条第3項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧機構法第24条第2項の農林水産省令で定める者がある場合において、その者から徴収する負担金の額は、その者の受ける利益を限度として知事が定める額とする。

(1) 道が負担する負担金の額から独立行政法人森林総合研究所が行う特例業務に関する政令（平成20年政令第128号。以下「特例業務政令」という。）第3条の規定によりなおその効力を有するものとされる独立行政法人緑資源機構法の廃止に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平成20年政令第127号）第1条の規定による廃止前の独立行政法人緑資源機構法施行令（平成15年政令第438号。以下「旧機構法施行令」という。）第20条第1項の規定により研究所が納める義務がある消費税及び地方消費税に相当する額（以下「研究所の消費税等相当額」という。）、同項第1号ロに掲げる額及び同項第2号ロに掲げる額（以下これらを「利息の額等」という。）並びに研究所法附則第9条第3項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧機構法第24条第2項の農林水産省令で定める者がある場合におけるその者から徴収する負担金の額を差し引いて得た額に3分の1を乗じて得た額

(2) 研究所の消費税等相当額（道が負担する負担金の額に研究所法附則第9条第3項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧機構法第24条第2項の農林水産省令で定める者の受ける利益を限度として知事が定める額が加えられている場合は、当該知事が定める額に含まれている研究所の消費税等相当額を除く。）

(3) 利息の額等（道が負担する負担金の額に研究所法附則第9条第3項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧機構法第24条第2項の農林水産省令で定める者の受ける利益を限度として知事が定める額が加えられている場合は、当該知事が定める額に含まれている利息の額等を除く。）

(4) 研究所法附則第9条第3項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧機構法第24条第3項の規定により当該事業の実施に係る区域の全部又は一部をその区域の全部又は一部とする市町村から当該負担金の一部を徴収する場合におけるその徴収する額（当該事業の実施に係る区域内にある土地についての事業参加資格者（旧機構法第11条第1項第7号ハの事業にあつては、その事業の実施に係る区域内にある土地について所有権その他の使用及び収益を目的とする権利を有する者）に係る当該徴収する額に限る。）及び研究所法附則第9条第3項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧機構法第24条第7項の規定により当該事業によって利益を受ける市町村から当該負担金の一部を徴収する場合におけるその徴収する額

3 第1項の規定により負担金を納付する義務を有する者が当該事業の実施に係る区域の全部又は一部をその地区とする土地改良区の組合員である場合には、その者に対する負担金に代えて、その土地改良区からこれに相当する額の金銭を徴収する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

北海道立漁業研修所条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年6月30日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第87号

北海道立漁業研修所条例の一部を改正する条例

北海道立漁業研修所条例（平成8年北海道条例第40号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「450円」を「470円」に改める。

第7条第2項中「1,050円」を「1,470円」に改め、同条第3項中「30円」を「40円」に改める。

附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年6月30日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第88号

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例の一部を改正する条例

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例（昭和46年北海道条例第61号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項第3号及び第4号を次のように改める。

(3) 職員会議（設置者の定めるところにより学校に置かれるものをいう。）に関する業務

(4) 非常災害の場合、児童又は生徒の指導に関し緊急の措置を必要とする場合その他やむを得ない場合に必要な業務

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

